

平成 26 年 9 月 30 日

各位

連結子会社の訴訟（債務不存在確認請求控訴事件）の勝訴判決について

イーサポートリンク株式会社
代表取締役社長 堀内 信介

当社の連結子会社である株式会社農業支援（以下「農業支援」といいます）を当事者と
する下記訴訟の控訴審判決（第一審判決につきましては平成 26 年 1 月 20 日付「連結子会
社の訴訟の勝訴判決について」にてお知らせいたしました）が、平成 26 年 9 月 29 日、仙
台高等裁判所（秋田支部）より言渡されましたのでご報告いたします。

記

1. 当事者

（1）控訴人（原審反訴被告）

片山りんご株式会社（代表取締役 片山寿伸、青森県弘前市大字堅田字神田 396 番
地）、他 54 名

（以下、総称して「控訴人ら」といいます）

（2）被控訴人（原審反訴原告）

農業支援

2. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

農業支援は、りんごの販売・加工の他、りんごの取り扱いを委託した生産者に対し売
上金の一部を仮払いし、さらに実際の販売代金から上記仮払金のほか、農業支援がこれ
ら生産者のために負担した経費等を控除した金額（以下「精算金」といいます）を生産
者に分配する仕組みで事業を行っております。

控訴人らは、農業支援との間で、平成 20 年 10 月から 12 月の間に、上記業務に係る委
託契約を締結し、収穫したりんご代金で返済することを条件に農業支援から仮払金の支
払を受けました。しかし、その後の天候不良等により、平成 20 年産りんごの販売価格が
大幅に下落する事態となり、控訴人らを含む多くの生産者がりんご代金での弁済ができ
ず、マイナス精算（精算金より受領済みの仮払金が大きいため、仮払金の一部の返済債
務が生じる）となりました。

これに対し、控訴人らは、返済すべき債務が一切存在しないなどと主張し、争ってま

いました。一審では、平成 26 年 1 月 17 日、青森地方裁判所（弘前支部）において農業支援を勝訴とする判決を受け、これを不服として控訴人らは、平成 26 年 2 月 3 日に控訴しておりました。

3. 控訴審判決の内容

判決の内容は、控訴人らには、農業支援に返済すべき債務が、農業支援の主張の通り存在していることを認め、原審の判決を維持し、全面勝訴となるものです。

4. 今後の見通し

当社は、本判決は、農業支援の主張が全面的に認められた妥当なものであると考えております。

本件控訴審判決は上告期間経過後まで確定しませんが、仙台高等裁判所（秋田支部）の判決も、十分かつ慎重な検討の上で出されており、上告理由は存在しないと考えており、早期に確定するものと確信しております。

以上